

随意契約理由書

本契約は、大阪府警察門真運転免許試験場に設置されている昇降機（3号機）のリニューアル工事を行うものであります。

当該工事は、既設の取付枠等を利用しリニューアルを行うものであるため、製造業者独自の技術・仕様により構築されている当該機器においては、工事に際し機器相互間の整合性を考慮する必要があります。

このため、工事を施工できる者は、既存の機器に適合した部品を保有し、工事に際して機器の構造・使用、性能等を熟知した製造設置業者である株式会社日立ビルシステム関西支社のほかになく、同社より見積書を徴したところ価格も適正と思われますので、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結し、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。